

特定販売に関する事項（特定販売を行う場合に限る）

1 薬局（店舗）において特定販売する医薬品の区分

（該当するものに○印）

ア	第1類医薬品
イ	指定第2類医薬品
ウ	第2類医薬品（指定第2類医薬品を除く）
エ	第3類医薬品
オ	薬局製造販売医薬品

2 通信手段

（該当するものに○印及び記入すること）

・インターネット販売 ・カタログ販売 ・電話販売 ・その他（ ）
・注文受領の手段（ ）
・情報提供の手段（ ）
・相談応需の手段（ ）

3 その他事項

特定販売を行う時間	
特定販売のみを行う時間 （開店時間以外で特定販売を行う場合）	
特定販売の広告における店舗の名称 〔正式名称（申請名称）と異なる場合〕	（正式名称： ）
主たるホームページアドレス及び 主たるホームページの構成の概要 〔インターネット販売を行う場合〕	・ホームページアドレス ・ホームページ等を閲覧するために必要なパスワード等（ ） ・ホームページの構成の概要は別添のとおり
カタログ等の概要	・あり ⇒ カatalog等の概要は別添のとおり ・なし
行政による監督に必要な設備の概要 〔営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合〕 * ア、イ、ウの全ての機能が必要	画像等を常時電送可能な以下の機能を有する設備 ア．電子画像又は電子映像を撮影する機能 〔デジタルカメラ・スマートフォン・携帯電話・その他（ ）〕 イ．電子画像又は電子映像を送受信する機能 〔パソコン・スマートフォン・携帯電話・その他（ ）〕 〔メールアドレス 〕 ウ．通話する機能 〔固定電話・スマートフォン・携帯電話・その他（ ）〕 〔電話番号 〕